

ID: 807

担当部署: 地域整備課

処分の概要	土地の引渡等に要した費用の徴収(第99条の8第5項・第99条第1項の準用)					
法 令 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第118条の28第2項					
法 令 番 号	昭和44年法律第38号					
【基準】 準用する法第99条の8第5項において準用する法第99条第1項の規定による。 (費用の徴収) 第99条 市町村長は、前条第1項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第96条第3項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年7月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			